

まん延防止等重点措置区域の指定を受けて（抜粋）

令和3年5月7日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日、国からまん延防止等重点措置を実施すべき区域への指定を受けました。このため、5月末までを対策期間とし、まん延防止対策を進めてまいります。

対策1 飲食対策

【飲食店等向け】

- 飲食店等に対する営業時間の短縮要請
協力金の支給にあたっては以下を要件とする
 - ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
 - ・ カラオケ設備の利用自粛

対象期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）

※ただし、9日～11日は猶予期間とする。

要請内容：飲食店等の営業時間の短縮 5時から20時まで

対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町

協力金：一日あたり以下の金額とする。※全期間時短を実施した場合のみ
1店舗あたり中小企業：3万円～10万円
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
(上限20万円。中小企業も選択可)

- 時短要請対象区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供を行わないよう要請
- カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請

【県民向け】

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛要請
- 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛要請
- 河川敷等におけるバーベキューの自粛要請（河川敷等への進入路を閉鎖）

対策2 外出移動制限

- 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛